

## 別紙第3号書式

### 公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

#### I 基本的事項

##### 1 事業の概要

特別会計名：葛城市下水道事業

事業名	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	S57.12.10	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	葛城市	職員数*（H19.4.1現在）	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

##### 2 財政指標等

資本費	232(H18)	公営企業債現在高（百万円）	14,969 (H18)
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.676 (H18)
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	14.7 (H19)
		経常収支比率*（%）	92.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

##### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容    |
| <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 |
| <input type="checkbox"/> 該当なし                                 |

〔合併期日：平成16年10月1日 合併前市町村：新庄町・當麻町  
会計、組織の統合〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレをつけた上で内容を記載すること。

##### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計画名	葛城市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	葛城市長 吉川義彦
既存計画との関係	葛城市集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	葛城市ホームページ・H20年3月議会報告
基本方針	下水道事業の経営健全化・効率的な運営の取り組みを積極的に推進し、水洗化促進の強化等経営基盤に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

## I 基本的事項（つづき）

### 5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	435	610	54	1,099
	補償金免除額	71	154	9	234
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	196	245	15	456

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

### 6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

#### 【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合計
公営企業債	下水道事業債	435,276	610,123	54,494	1,099,893
	合計(A)	435,276	610,123	54,494	1,099,893
一般会計のうち (再計負担分)					0
合計(B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		435,276	610,123	54,494	1,099,893

#### 【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合計
公営企業債					
	合計(A)				
一般会計のうち (再計負担分)					
合計(B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

#### 【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合計
公営企業債	下水道事業債	195,847	244,509	14,866	455,222
	合計(A)	195,847	244,509	14,866	455,222
一般会計のうち (再計負担分)	下水道事業債				0
合計(B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		195,847	244,509	14,866	455,222

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区分	内容
財務上の特徴	本市は、平成16年10月1日に新庄町・當麻町の2町合併は、負担は低く・サービスは高くの合併協定に基づき誕生した。新市の下水道経営は、増大する地方債元利償還金と2町の協定に基づき低い方の使用料設定となり一般家庭20m <sup>3</sup> あたり月額1680円と、県下でも低い水準であると共に、18年度は17年度に比べ大口の業務内容の変更により使用料収入が低迷している。このように、厳しい財務状況の中建設コスト等の縮減、既発債の高金利対策を図り、経費の不足分は一般会計からの繰入金により補填をしている。
経営課題	課題① 料金の適正化・経費の節減 現行の使用料体系は県下でも低い水準であり、今後定期的に見直しを行うなど繰入金の減少に努める。
	課題② 収納対策の強化 使用料の未納がないよう徴収委託先（水道局）と連携を密にし、個別訪問等により収納対策の強化を図る
	課題③ 組織・定員の見直し 合併により、定員の削減をおこなったところですが、引き続き組織・機構の見直しを行い適正な人員配置と事業の効率化と経費節減の推進
	課題④
	課題⑤
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

III 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

### (1) 収益の収支、資本の収支

(単位：百万円、%)

(単位: 百万円、%)

(2) 他会計繕入金

(3) 経営指標等

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※	(%)	47.8	50.6	54.0	51.7	72.4	72.5	72.8	73.1	73.4	73.6
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法適用)又は 不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	64.6	61.2	59.8	60.4	60.4	58.1	55.9	52.6	50.8	50.2
収益的収入分	(%)	52.6	48.4	41.1	44.2	47.7	45.2	44.0	40.7	39.5	39.5
うち基準内繰入金	(%)	11.2	9.9	9.6	9.4	45.6	43.2	42.0	38.7	37.4	37.4
うち基準外繰入金	(%)	41.5	38.5	31.4	34.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1
うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本的収入分	(%)	24.8	30.0	34.4	37.1	40.9	37.6	46.2	51.3	57.2	61.5
うち基準内繰入金	(%)	7.7	8.5	9.5	10.3	9.6	8.8	10.8	12.0	13.4	14.4
うち基準外繰入金	(%)	17.0	21.5	24.8	26.7	31.3	28.7	35.3	39.2	43.7	47.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注 1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益-受託工事収益) × 100  
イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益-受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益-受託工事収益)／(営業費用-受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益-受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用+地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益-受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業においては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円／m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
※2 給水原価(円／m) = (経常費用-受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))／年間総有収水量  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。  
ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用-受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)／企業債償還金  
イ 地方公営企業法非適用企業の場合=(総費用-受託工事費+基準内繰入金+地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／污水处理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の使用料は汚水処理にかかる維持管理費と汚水処理費にかかる資本費の一部を賄っているが、合併による使用料設定が低く又、資本費の増加等により回収率は低下している、今後住民サービスの低下にならないよう配慮し、使用料の適正な設定を検討し対象経費の回収に努める
2 他会計繰入金の見込み	使用料の見直しを視野にいれながら基準外繰入の削減に努めたい。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>集中改革プラン(平成16～23年)における定員適正化計画において、職種や部門ごとに事務事業を見直し、退職者の補充を3分の2にとどめ、職員数3379名を343名、7年間で9.5%、職員数で36人削減する目標としている。平成19年4月現在2.6%、職員数で11人の削減となっている。</p> <p>下水道事業については、平成16年に見直し7人体制にしており、平成23年度1人に削減する計画である。</p>
○ 給与のあり方	<p>△ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>職員給与については、国家公務員に準拠しており、人事院勧告に基づく適正な給与水準を的確に反映している。</p> <p>地域手当については、現在経過措置期間において国を上回る支給率となっているが、制度完成時には国に準拠する。</p>
○ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>△ 退職時特別昇給については、制度上有あるが、運用においては実施していないので平成19年度中に廃止する。</p>
○ 福利厚生事業のあり方	<p>△ 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>課題 合併前両町使用の機器(下水道台帳)を一本化することにより、委託料の縮減を図る。</p> <p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能な資産の処分等による歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合つた適正な料金水準への引き上げに向けた取組</li> </ul>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</li> </ul>
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政評価の導入</li> </ul>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、II に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 線上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

## V 1 緑上償還に伴う経営改革促進効果 主な課題と取組み及び目標

課題		取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減		市全体の定員管理の適正化計画に沿つて、定員管理の適正化を図る中、H18年度下水道事業従事者7名のところ1名減の7,896千円改善をおこなっています。また、葛城市のラスパイレス指数は現在89.2(H18)で、国と比較しても低い水準にあるが、今後も人事院勧告や県の動向に配慮するとともに他市町村との均衡も考慮して、引き続き適正化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等		平成19年度以降有収水量の増加に向けて、普及率及び未接続等の水洗化に向けた経営健全化にかかる施策としてIVに掲げた経営健全化に関する施設のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。 * 有水水量の増加 H18年度接続戸数330戸(内新築等による自然増1230戸、水洗化の促進100戸)、H19年度の未接続世帯の水洗化を促進し、目標額3,000千円の改善努力を行う。 * 収納率の向上 H18年度収納率(96.6%) H19年度の目標として1,000千円の未収金解消を行い、最終目標として100%を目指す。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等		下水道使用料の見直しにより基準外繰入の削減に努める。
4 その他		

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるよう記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方沿って策定すること。

### （各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たつて参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているが、各項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものとの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないように留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 緑上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「緑上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上その他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

V 2 (5) 下水道事業別目標年度(繰上償還に伴う)

○計画前年度において、使用料単価150円／m<sup>2</sup>（20'm<sup>2</sup>当たり3,000円）未満（処理原価が150円／m<sup>2</sup>未満の場合は処理原価未満）の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。  
○「取人の確保」その他の④の例、未利用地の売却、資産の有効利用（用地等の賃付）、再生水の販売收入など（記入・単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。）  
○「建設の効率化」その他の⑥の例、建設コストの縮減（地上・水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。）、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など（記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。）

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

現行の使用料は、合併によるサービスは高く、負担は低い設定による。今後、住民サービスの低下にならないよう配慮し、25年度を目標に使用料の適正な設定を定期的に検討し、適正化に努める。

民間委託の取組状況 マンホールボンブ維持管理業務・水質調査業務等の一部委託